



2009年7月1日 第2009-22号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

改正育児介護休業法成立

6月24日、改正育児介護休業法が成立しました。改正法には、3歳未満の子どもがいる労働者を対象にした短時間勤務制度の整備、所定外労働免除の義務化、男性の育児休業取得促進等が盛り込まれています。また、育児休業取得を理由に不当に解雇される「育休切り」を防ぐため、都道府県労働局長による援助や勧告に従わない場合の企業名公表制度が創設されました。今後、

改正法を受けた省令・指針が雇用均等分科会で審議されます。なお施行日は公布の日（7月1日）から1年以内の日を政令で定めます。

また、施行日に向けて協約・協定の改定が必要になります。JAMでは省令・指針で具体的な取扱いが明らかになった後に、ガイドブック等を作成する予定です。

【改正育児介護休業法のあらまし】

1. 子育て期間中の働き方の見直し	
3歳までの子を養育する労働者に対して ・短時間勤務制度の義務化 ・労働者が請求した場合、所定外労働の免除を義務化 （現行は、勤務時間の短縮、所定外労働の免除、フレックスタイム、始業・終業時間の繰上げ・下げ、託児所の設置運営、育児休業に準ずる制度の内いずれかの措置を講ずればよかったが、短時間勤務制度と所定外労働を免除する制度は必ず設けなければならない。）	<施行日> 公布日（7/1）から1年以内（労働者数100人以下の企業は3年以内）
子の看護休暇の拡充 小学校就学前の子が1人であれば5日（現行どおり）、2人以上であれば10日（新）	公布日から1年以内
2. 父親も子育てができる働き方の実現	
父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を、子が1歳2ヵ月に達するまで延長する 例 母 1歳まで、父 1歳～1歳2ヵ月まで 母 1歳まで、父 10ヵ月～1歳2ヵ月まで 妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特例として父親の育児休業再度取得を認める。 労使協定で、「配偶者が専業主婦（夫）の場合育児休業の対象外にできる」という法律の規定を廃止。	<施行日> 公布日から1年以内
3. 仕事と介護の両立支援	
介護のための短期の休暇制度を創設 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日	<施行日> 公布日から1年以内 （労働者数100人以下の企業は3年以内）
4. 実効性の確保	
育児休業の取得等に伴う苦情・紛争について都道府県労働局長による紛争解決の援助および調停委員による調停制度を設ける。 勧告に従わない場合の公表制度や、報告を求めた際に虚偽の報告をした者等に対する過料を設ける。	<施行日> 公布日から3ヵ月以内